

泉大秘広第 29 号  
令和 7 年 9 月 25 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

泉大津市長 南出 賢一

「2025 年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れと懇談への対応のお願い  
について（回答）

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
令和 7 年 6 月 17 日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。  
なお、回答に関するご質問などにつきましては、担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町 9 番 12 号

泉大津市 市長公室 秘書広報課

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail [info@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:info@city.izumiotsu.osaka.jp)

## 1. 職員問題

- ①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(回答) 担当課：人事課

住民の生命と財産を守ることは、自治体職員の最大の責務であります。正職員の採用については、職員採用計画に基づき必要な人数の確保に努めるとともに、適正に配置してまいります。

- ②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答) 担当課：人事課

本市においては、女性職員の活躍推進に向けた取組みを行っており、女性の管理職割合は年々上昇しています。引き続きこの取組みをさらに推進して参ります。

- ③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(回答) 担当課：人事課

外国人への対応の必要性は理解するところです。今後必要性を増す外国語対応について、職員の配置だけに頼らない手法を研究する必要があると考えております。

## 2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

①2023 年度大阪府子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえいかについて要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

(回答) 担当課：指導課

本市では令和 6 年 12 月より新入生を対象とした新入学児童生徒学用品費の入学前支給のオンライン受付を開始しました。また、就学援助の申請につきましても、令和 7 年 5 月から小中学校の児童生徒を対象にオンライン受付を開始したところです。

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学金については、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

(回答) 担当課：指導課

入学準備金については、国基準に揃えているところであり、支給日に関しては 3 月中～下旬としているところです。入学準備金および支給日について、府下近隣市町村の動向も踏まえ、調査・研究をまいります。

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂やNPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(回答) 担当課：こども政策課、教育政策課

本市では、地域の子どもたちに食事や学習支援・団らんの場の提供を行う、子どもの居場所の実施団体へ補助金交付と活動の周知などを行い、様々な事情を抱えた子どもたちへ対する取り組みを行っています。

各団体とも多様な運営形態で実施しており、なかには朝食の提供を行う団体もございます。(こども政策課)

子どもたちへの食事提供を学校の諸室を活用して行う場合は、学校校舎の目的外使用として、教育委員会がその許可を判断することになりますが、許可の判断の前提に「学校長の意見を聞いたうえで」判断することが規定されております。

従いまして、各学校の状況などによって、目的外使用を許可するかについては個別判断になりますので、一律に制度化することは上記規程の主旨と異なることから困難です。ご理解のほどお願いいたします。(教育政策課)

ニ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

(回答) 担当課：こども政策課

従前から、こども食堂や学習支援を含むこどもの居場所へ補助金の交付を始め周知活動、寄付物品の取りまとめなどの支援を行っていますが、それに加え令和6年度から、新たなこども食堂の形である「フードリボンプロジェクト」の普及啓発に努めています。これは本市と包括連携協定を締結した一般社団法人ロングスプーン協会が進めているプロジェクトで、飲食店を利用する地域の人が1つ300円でリボンを購入し、子どもたちがリボンを使ってその飲食店で食事ができる、子どもたちの一食を日常的に支える取り組みです。

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等が無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。

(回答) 担当課：福祉政策課、教育政策課

自立相談支援機関で実施している食糧支援では、地域において緊急的に支援が必要な方、特に子どもがいる世帯に対し、食糧を現物支給しています。食糧の原資は、複数の事業者と合意書を締結し、家庭で不要になった賞味期限内の食品の提供を受け、スーパーマーケット内で回収した食品の提供を受けたり、売れ残った食品のうち賞味期限内の食料の提供を受け必要な方へ提供しています。(福祉政策課)

食品提供などを学校の諸室を活用して行う場合は、学校校舎の目的外使用として、教育委員会がその許可を判断することになりますが、許可の判断の前提に「学校長の意見を聴いたうえで」判断することが規定されております。

従いまして、各学校の状況などによって、目的外使用を許可するかについては個別判断になりますので、一律に学校に協力を仰ぐということは上記規程の主旨と異なることから困難です。ご理解のほどお願いいたします。(教育政策課)

へ、児童扶養手当の申請時および8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答) 担当課：子育て応援課

児童扶養手当の申請時および8月の現況届提出時には、DVも含めプライバシーに配慮しながら、個人の状況に応じ、丁寧な対応に努めています。また、事前相談や証書を手交する際にひとり親世帯が利用できる各種制度の一覧表を配付しています。

外国語の対応については、必要に応じて庁内で保有している翻訳機を利用し案内などを行う予定です。

- ②子ども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては、子ども医療費及びひとり親医療助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事医療費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答) 担当課：子育て応援課

本市では、子ども医療費助成制度およびひとり親家庭医療費助成制度につきまして、自己負担額の無償化は現在予定しておりませんが、入院時食事療養費につきましては、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度ともに全額助成を行っています。また、妊産婦医療費助成制度の創設は現在予定しておりません。

- ③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答) 担当課：こども育成課、教育政策課

就学前教育・保育施設の給食費における副食費相当額を無償化することは実費徴収の観点から行っておりませんが、令和元年10月の幼児教育・保育無償化制度導入以降、副食費免除対象者の枠を拡充しております。(こども育成課)

令和7年度2学期より中学校給食の自校式を実施いたします。

学校給食費については、学校給食法に基づき、食材費のみ保護者に負担いただいております。令和6年度は米にかかる費用は市が負担していることから一部補助を行っており、無償化については、幅広く調査・研究してまいります。(教育政策課)

- ④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

(回答) 担当課：教育政策課、指導課

学校歯科検診で要受診とされている児童・生徒に対し、個別に受診するよう勧めています。また、すべての児童・生徒および保護者に向けて保健だよりなどを通じて広く周知を図っています。

「口腔崩壊」状態の児童・生徒に限らず、学校が何らかの課題を把握した場合には、ケース会議などを開催し、スクールソーシャルワーカーなどを含めてアセスメントを行い、必要に応じて関係諸機関に繋いでおります。

- ⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答) 担当課：教育政策課、指導課

給食後に歯みがきの時間を設けることやフッ化物洗口への取り組みについては、給食時間の確保や設備などの課題がありますので、各校の状況を踏まえ調査・研究してまいります。

- ⑥障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(回答) 担当課：福祉政策課

本市内に障がい児（者）歯科診療施設は設けられていないため、一般の歯科診療施設を受診することが困難な障がい児（者）については、近隣自治体で対応可能な歯科診療施設をご案内しています。

- ⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すると。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考し、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設すること。

(回答) 担当課：指導課

奨学金につきましては、市内各中学校や教育支援センターにおいて、その年の最新の大阪府の各種奨学金制度などについて周知および案内をしております。また、相談があった場合には、大阪府の制度について説明をさせていただいております。

自治体独自の奨学金については、現在、給付などは行っておりませんが、各市の状況と大阪府の制度を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

- ⑧公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答) 担当課：建築住宅課

総管理戸数 306 戸の市営住宅の内、現時点において入居可能な空き家数は 21 戸となっております。火災などの災害により住居を失った市民、DV 被害者に該当する場合は、一時入居が可能 (DV については有償) となっています。また、空き家の目的外使用については、当該運営主体が公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令に規定する事業者であり、同省令に規定する事業である場合は、国の承認を得た上で、住宅ごとに定める近傍同種家賃を上限とした賃料で使用を許可することができます。

- ⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

(回答) 担当課：こども育成課、生涯学習課

家賃補助制度や奨学金返済支援制度の実施は行っておりませんが、令和 5 年度から、保育士の確保および定着を目的に、泉大津市の民間認定こども園等で新たに勤務を開始した保育士に対し、2 年最大 250,000 円の給付を行う「泉大津市保育士応援給付金」を創設しております。

今後も、保育士の確保に向けては、他自治体の事例等を調査研究しながら、さまざまな角度から取り組んでまいります。(こども育成課)

また、学童保育指導員につきましては、民間事業者を活用し、人材の確保に取り組んでまいります。(生涯学習課)

- ⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

(回答) 担当課：生涯学習課、資産活用課、福祉政策課

市役所庁舎：Wi-Fi（公衆無線LAN）の整備予定はありません。（資産活用課）

保健福祉センター：現在のところ、設置の予定はありません。（福祉政策課）

公民館、青少年ホーム：頂戴したご要望を踏まえ、Wi-Fi 環境整備の可否について検討を行ってまいります。加えて、泉大津市教育施設再編計画に沿った、南、北公民館や勤労青少年ホームの再編統合を進める中で、多様な市民の利用を見据え、「地域交流ゾーン」や「(仮称) 生涯学習センター」へのWi-Fi 環境整備に向けた検討も行ってまいります。本件につきましてご理解いただきますよう、また今後もお気づきの点がございましたら、ご意見・ご助言を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。（生涯学習課）

⑪大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約3トンも発生している。昨年3月28日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は夢洲がいかに危険で大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は80数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、舞洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年4月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危機が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高生などの「招待事業」が強行されている。4月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上がったことしか子どもたちに印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしをする子が出た、予定が遅れて10分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず、強く不安感を感じたなどの声が上がっている。

5月以降に気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想されている。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20分しか利用できない」と救護所から通告され、20分を超えると退室させられ、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

(回答) 担当課：指導課

本市の小中学校における「招待事業」としての参加につきましては、各校が主体的に校外学習として参加する意義があるかどうかを検討したうえで決定しております。市内6小学校・1中学校において計画された万博への校外学習は、すべて1学期中に実施を終えており、大きなトラブルなどは報告されていません。

実際に参加した学校からは、「たくさん歩いて疲れた」などの否定的な意見もありましたが、「プライベートで海外の文化や物に触れたり、体験したりすることがあまりなかったのですごく楽しかった」「普段は関わらない人との交流ができた」「未来の技術などをみることができドキドキし、さまざまな国の課題や目標を知れて勉強になった」などの肯定的な意見もございました。

市教育委員会といたしましては、今後も学校行事の安全・安心な実施を第一に検討するよう指導助言しつつ、各校が主体的に教育活動を計画することができるよう支援してまいります。

### 3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

（回答）担当課：保険年金課

令和6年12月2日から被保険者証が廃止となりましたが、マイナ保険証の取扱いや、「資格確認書」などの発行などにつきまして、被保険者が混乱しないよう、今後も広報などを通じて周知するとともに、窓口でも丁寧に説明してまいりたいと考えています。

ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自治体業務の簡素化と国民健康保険加入者の受信時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。

参考／渋谷区

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakuninsyo\\_hasso.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakuninsyo_hasso.html)

参考／世田谷区

令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました。

（回答）担当課：保険年金課

「資格確認書」の発行につきましては、大阪府の方針に則って、マイナンバーカードの保険証として利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を送付することになりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも健康保険証として登録されていない方に交付する予定でございます。また、マイナンバーカードの保険証として登録している方でも、利用登録の解除申請を行っていただ

くことで、以後「資格確認書」は申請の必要なく交付されることになります。

- ②新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。麻疹や結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張感が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

(回答) 担当課：健康づくり課

管内保健所の機能強化と保健師などの人材確保については、大阪府市長会で要望していきます。

- ③政府は入院医療を抑制し、在宅（介護施設）へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6. 介護保険・高齢者施設」に掲載する。

④PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。

さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(回答) 担当課：環境課、水道課

環境省が作成している「PFAS ハンドブック」や「PFOS・PFOA に関する Q&A 集」においても示されているとおり、現時点では、PFAS が体内に蓄積された場合の具体的な健康影響について、国際的にも知見が十分に確立されておらず、また、土壌や水を介してどの程度人体へ影響を及ぼすかについても、不明な点が多い状況です。

一方で、国においては、水質基準の見直しや、水道事業者による検査義務の導入など、PFAS に関する規制や対応体制の強化に向けた議論が進められています。本市としても、関係機関からの情報を的確に把握できるよう、引き続き情報収集に努めてまいります。こうした状況を踏まえ、本市においては、現時点で住民への血液検査や土壌検査の実施、大阪府への財政要請、専用相談窓口の設置については、具体的な実施予定はございませんが、今後の知見の集積や国や大阪府の動向にも注目しながら、住民の安心につながるよう、適切に対応してまいります。(環境課)

泉大津市の水道は、100%大阪広域水道企業団の淀川の水を配水しています。

大阪広域水道企業団では、水質管理目標設定項目に位置付けられている PFOS および PFOA の測定を年 4 回行っており、その測定結果は、大阪広域水道企業団のホームページで公表されていますが、国の暫定目標値の 50ng/L を下回っている状況です。

本市においても、昨年度から独自に年 1 回の測定を実施しており、令和 7 年度の測定値は 6ng/L で、国の暫定目標値を下回っております。

なお、PFOS および PFOA につきましては、令和 8 年度から水道法上の水質基準項目となる予定であることを申し添えます。(水道課)

#### 4. 国民健康保険

- ①2025 年度大阪府統一国保料は 2024 年度より若干下がったものの 2023 年度統一保険料レベルでしかなく、一人統一保険料で見ると 2018 年度 132,687 円から 2025 年度 162,164 円へと 22.2%のアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023 年度各市町村単年度赤字は 37 自治体に及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(回答) 担当課：保険年金課

国民健康保険は被保険者数の減少に加え、医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、保険料が年々上昇しているのは構造上の課題であると認識しており、制度の安定化を図るため、平成 30 年度に大阪府が財政運営の責任主体となりました。

大阪府では令和 6 年度から保険料など含め府内統一となりましたが、今後も被保険者の負担軽減につながる措置や、保険料の減免の拡充など必要なことは国・府へ要望してまいりたいと考えています。

また、基金につきましても原資が保険料であることを意識して、保健事業の在り方も含め、近隣市町と情報共有を行ったうえで、大阪府に必要な意見を述べていきたいと考えております。

- ②18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答) 担当課：保険年金課

18 歳までの子どもの軽減拡充については、少子化対策および子育て支援の観点から、軽減額や対象年齢の拡充につきまして、引き続き、国や府に要望を行ってまいりたいと考えています。また、傷病手当制度につきましては、医療保険制度間の負担の公平性を図る観点から、国において助成制度の創設が図られるように要望を行ってまいりたいと考えています。

また、制度の周知につきましては、保険料決定通知に同封していますチラシなどに一定掲載をしていますが、詳細については、ホームページに内容を掲載するとともに、相談があった場合には、状況に応じて、きめ細かく説明するように努めています。

なお、申請にあたってはホームページに申請書類や記載例を掲載していますので、活用いただければと思います。また、オンライン申請については、順次その範囲の拡大していくことを検討してまいります。

- ③2025 年 10 月の保険証切り替え時に後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認書」を送付すること。

(回答) 担当課：保険年金課

「資格確認書」の発行につきましては、大阪府の方針に則って、マイナンバーカードの保険証として利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を送付することになりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも健康保険証として登録されていない方に交付する予定でございます。また、マイナンバーカードの保険証として登録している方でも、利用登録の解除申請を行っていただくことで、以後「資格確認書」は申請の必要なく交付されることになります。

- ④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

(回答) 担当課：保険年金課

被保険者の負担軽減につきましては、必要な措置を講ずるよう、今後も引き続き、国や府に要望を行ってまいりたいと考えています。

- ⑤国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答) 担当課：保険年金課

決定通知・納付書などの外国語対応については、システム改修なども必要となり、困難な状態ではありますがご意見としてお伺いします。外国の方が窓口に来られた際は、説明の趣旨を正確に理解して頂けるよう、今後も丁寧な窓口対応に努めます。

## 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均（2022 年度 37.5%）と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語で対応をすること。

（回答）担当課：健康づくり課

令和 6 年度の特定健診、乳がん検診、子宮がん検診の受診率は全国平均と比較すると高くなる見込みであります。

受診率向上の対策としましては、日曜健診やホテルや商業施設での実施、がん検診と特定健診が同時受診できる国保プチドックの実施に加え、令和 7 年度から集団検診と個別検診において 1 日で 5 つのがん検診が受診できる体制を整備し、受診しやすい体制づくりに努めているところです。また、おおさか健活マイレージアスマイルにおいて、自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組みポイントが貯まる市独自の「健康づくりスタートキャンペーン」を実施しており、特定健診・がん検診などの受診をポイント付与の対象としております。

特定健診、がん検診の案内など多言語での対応につきましては、他市の取り組みなど調査、研究してまいりたいと思います。

- ②大阪府の第 3 次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

（回答）担当課：健康づくり課

歯科健診については、成人歯科健診を、令和 6 年度から対象年齢を拡大し 20 歳から 70 歳の 5 歳刻みとし、また、通院できない人を対象とした歯科健診においても令和 6 年度から 40 歳以上に対象年齢を拡大し、いずれも医療機関で実施しています。特定健診の項目に歯科健診を追加することにつきましては、市では、口腔機能の維持向上に向け、歯科疾患の予防や早期発見、治療など、生涯を通じて継続的にケアすることができる「かかりつけ医」を持つことが望ましいと考えており、歯科健診を、地域の医療機関で受診できるよう体制を整えております。

## 6. 介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答) 担当課：高齢介護課

所得段階区分が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料について、公費による低所得者への保険料軽減に努めています。また、国庫負担割合の引き上げについて、引き続き国に働きかけているところです。

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答) 担当課：高齢介護課

介護保険料の減免制度については、現在、低所得者の第2、第3段階の該当者について市独自減免制度を設けています。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

利用者負担については、国の低所得者対策や制度を活用し、利用者負担の軽減に努めてまいります。

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

（回答）担当課：高齢介護課

総合事業におきましても、適切なマネジメントのもと、現行相当サービスが必要な方は、新規・継続に関わらず、ご利用できるようにしています。また、介護認定に係る新規又は更新の際には、担当窓口や地域包括支援センター、担当ケアマネジャーなどが利用者の状況やサービス利用意向などを十分に聞き取り、要介護申請又は基本チェックリストの説明を行っています。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護１～５認定者の拡大しないこと。

（回答）担当課：高齢介護課

国において総合事業の対象の拡大について検討が行われているところであり、高齢者のニーズなども踏まえ今後も情報収集に努めてまいります。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

（回答）担当課：高齢介護課

現行の訪問介護などに相当するサービスの単価については、国が示す単価、近隣自治体の状況、高齢者ニーズやサービスの利用状況などを踏まえ、決定しています。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

本市におきましては、地域包括ケア会議自立支援部会を設置しています。この自立支援部会は、地域におけるさまざまなサービスを活用し、日常生活動作の向上だけでなく、本人の気持ちを尊重し、希望や願いを確認することで各専門職の考える自立、本人の考える自立のすりあわせを行い、達成可能な目標を設定し、必要な支援内容を共に考え共有し、寄り添いながら取り組んでいくことを目的としています。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答) 担当課：高齢介護課

本市におきましても、地域における課題に対する問題意識を高め、地域の特性に応じたさまざまな取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

交付金につきましては、より充実した高齢者施策につながるよう、効果的な活用方法について検討してまいります。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援対策を実施すること

1. 独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に触手を問わず支給）支給すること
2. 住宅確保支援手当を支給すること
3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること
4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段の助成金を支給すること
5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

（回答）担当課：高齢介護課

介護人材不足の解消につきましては、国に対し、引き続き国庫負担方式による更なる処遇改善制度を求めてまいります。

なお、令和7年度から介護支援専門員および主任介護支援専門員の資格取得および更新などに係る研修費用を負担した市内の居宅介護支援事業者などに対し、費用の一部を助成する介護支援専門員等研修費助成金事業を実施します。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

（回答）担当課：高齢介護課

特別養護老人ホームなど介護保険施設およびグループホームなどの整備につきましては、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅その他の入居系の介護施設の状況も踏まえ介護保険事業計画において総合的に検討していきます。

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

（回答）担当課：高齢介護課

次期介護保険制度見直しの検討課題については、介護保険制度を持続可能な制度とするための全体的な制度見直しの中で検討していくべきものと考えていますので、国の動向を注視してまいります。

- ⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

（回答）担当課：高齢介護課

熱中症の予防については、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、リーフレット配布や各種事業や講座などにおいて引き続き周知・啓発を行ってまいります。

- ⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者および関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげることにしています。

（回答）担当課：高齢介護課

国において現在介護保険被保険者証のマイナンバーカードとの一体運用について検討が行われているところです。高齢者および関係者に多大な負担や混乱が生じることがないように、今後も情報収集に努めてまいります。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のよう介護予防事業への参加を条件としないこと。（現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144900 円助成・課税の方は半額）

（回答）担当課：高齢介護課

令和 5 年度から、50 歳以上の市民で、両耳の聴力レベルがそれぞれ 40 デシベル以上であり、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人で、難聴のため補聴器装用が必要であると医師が認めた人に対して、高齢者等補聴器購入費用助成事業を実施しています。助成額は世帯の課税状況により決定しており、生活保護世帯・市民税非課税世帯は購入費用の 2 分の 1 助成（上限額 50,000 円）、市民税課税世帯は購入費用の 4 分の 1 助成（上限 25,000 円）となります。介護予防事業への参加は条件としておりません。

- ⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

新型コロナワクチン接種費用につきましては、現在、検討中でございます。なお、介護施設・事業所へのコロナ検査キットの配布は予定していません。

- ⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受信控え」が起きているので、高齢者を広く対象とした助成制度の創設を強く求める。

(回答) 担当課：高齢介護課

本市独自の医療費制度創設の予定はありません。

- ⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合があります。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ことし4月から65歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し（生ワクチン4000円、不活性ワクチン1回11000円）、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

(回答) 担当課：健康づくり課

令和7年度から高齢者带状疱疹ワクチン接種は予防接種法に基づき、B類疾病の定期接種に位置づけられ、接種は努力義務ではなく、接種費用につきましても、各市町村が費用負担などを独自に決定できることになっています。また、带状疱疹は、人から人へ感染する感染症ではなく、加齢や疲労、ストレスなどにより、免疫力が低下することで発症すると言われており、病気になる前の段階から生活習慣や食習慣などを整えることで予防できると言われております。また、治療法として抗ウイルス薬が存在し、発症早期に治療を行うことで、带状疱疹後神経痛などの合併症のリスクも軽減できるとされています。

このようなことから、接種費用のうち、手技料にかかる経費は市が助成し、ワクチン代相当額を自己負担額としています。

## 7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007 年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活と総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和 5 年 6 月 30 日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

（回答）担当課：障がい福祉課

障がい福祉サービスの対象となりうる介護保険サービス利用者につきましては、個別の状況などに応じて上乗せを行うなど、障がい福祉サービスの支給決定を行っているところです。

今後も個々の実情を把握した上で、厚生労働省通知等における具体的な運用例も参考として適切な運用に努めてまいります。

- ②障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用すること。

（回答）担当課：障がい福祉課

厚生労働省通知等の趣旨を踏まえ、個々の実情把握や関係各課の連携に努め、慎重に対応してまいります。

- ③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

（回答）担当課：障がい福祉課

厚生労働省通知などの趣旨を踏まえ、介護保険の申請を強制することや障がい福祉サービスの更新却下のないよう対応しているところです。

- ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答) 担当課：障がい福祉課

介護保険のみに利用制限されるという誤解を与えることのないよう、厚生労働省 通知などに基づいた案内を行っています。

- ⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答) 担当課：障がい福祉課

障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適用関係において生じている基準に係る問題について、統一的な基準を示すよう求めてまいります。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答) 担当課：障がい福祉課

国に対して、支給決定にかかる柔軟な運用に応じた適切な財政措置を求めてまいります。

- ⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 担当課：障がい福祉課

要支援 1・2 の障がい者のケアマネジメントにおいては、サービス利用者の意向を把握した上で、利用者が適切な支援を受けることができるよう、引き続きケアマネージャーと連携してまいります。

- ⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 担当課：障がい福祉課

ご要望の趣旨につきましては、障がい福祉および介護保険の両制度の根幹に関わる問題であることから、本市独自での対応は困難であると考えております。

- ⑨2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答) 担当課：障がい福祉課

自治体独自の対象者拡大・助成制度などの創設につきましては、本市の財政上困難ですが、府に対しては大阪府市長会を通じ対象者拡大など、制度の拡充を要望してまいります。

- ⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること（R7 変更）

(回答) 担当課：障がい福祉課

申請状況によるところが大きいです、速やかに発行できるよう努めてまいります。

- ⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きを行うこと

(回答) 担当課：障がい福祉課

サービス提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きできるよう努めてまいります。

## 8. 生活保護

- ①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

### (回答) 担当課：生活福祉課

本市ではコロナ禍以降、生活保護開始件数は、一貫して増加しています。扶養調査については、生活保護法第4条第2項および生活保護手帳（2024年度版）P.273 次第5に基づき、民法上の扶養義務者のあるときは、保護に優先させることと示されており、原則的には扶養調査は実施することとなります。しかし、直接照会することが真に適当でないと判断されれば、扶養調査を行わない場合もあるため、まずは福祉事務所へ相談していただくようお願いします。本福祉事務所では、相談があれば申請の意思を確認し、申請の意思を示された場合にはすべて申請を受理しています。

- ②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

### (回答) 担当課：生活福祉課

住民向けポスターやチラシの作成については現在のところ予定していませんが、本市ホームページ上にて「生活保護の申請は国民の権利」である旨を明示しています。また、「生活保護のしおり」や「生活保護開始時のしおり」を掲載し、分かりやすいホームページとなるよう、工夫しています。

- ③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DV や精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。

(回答) 担当課：生活福祉課

ケースワーカーの配置については、福祉事務所としても国基準どおりの配置を要望していますが、人事異動において決定されるため、実現していないのが現状です。引き続き人事課に要望していくこととしています。ケースワーカーへの研修については、機会がある度に積極的な参加を促し、職員のスキルアップを図っています。

- ④保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(回答) 担当課：生活福祉課

保護費の決定通知書については、今後生活保護システムの標準化の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ⑤シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

本福祉事務所では、地域で担当を分担していますので、必ずしもシングルマザーや独身女性の世帯に女性ケースワーカーが担当となるとは限りませんが、家庭訪問時は女性ケースワーカー同行のもと行うなど、配慮に努めています。また、訪問時以外においても、相談内容に応じ、女性ケースワーカーを交えた対応を行っています。

- ⑥自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答) 担当課：生活福祉課

生活保護の「しおり」については、利用者にわかりやすい内容とすべく、随時修正・変更など見直しを行っています。また、窓口配架のほか、ホームページに掲載し、どなたでも確認できるようにしています。

- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 担当課：生活福祉課

当所では窓口などでの行政暴力等違法行為に対応するため、警察官 OB を配置しています。また、適正化ホットラインなどは実施しておりません。

- ⑧物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

生活保護基準の改正については、本福祉事務所だけの問題ではなく、大阪府ひいては全国レベルの課題であると考えています。なお、国へは生活保護の基準生活費の算定根拠となる市町村の級地区分および基準額を市町村における目下の物価水準に即して是正するよう、また府へはこれを国に働きかけるよう要望しています。

- ⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 担当課：生活福祉課

住宅扶助については、居住の実態把握の上、実施要領および関係各通知書などに基づき適正に認定を行ってまいります。

- ⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答) 担当課：生活福祉課

医療費の一部負担については、最低生活費を上回る収入があった場合、発生するもので、一般世帯との均衡を考慮し、一部を負担いただくものですので、ご理解をお願いします。ジェネリック医薬品については、医療費の抑制に寄与するものですので、原則として各世帯にお願いしています。ただし、担当医や薬剤師に意見を伺い、従来の医薬品が望ましい場合には、従来の医薬品とすることも可能です。また、調剤薬局の限定については、本福祉事務所では実施していません。

- ⑪生活保護利用者の検診については、受信券を送付するか生活保護受給者証明書を持っていけば、簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

本市では、生活保護受給者は、生活保護受給証明書を持参することで、各種健診が受けられますが、健診の内容や医療機関によって予約が必要な場合もあります。年度当初に健康づくり課と連携し、「健康診査のご案内」を送付しています。

- ⑫国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

大学生、専門学生については、各種貸与金あるいは給付金などを受けている場合、世帯分離することとなります。ただし、機械的な扱いとならないよう、常に世帯の生活状況を把握し、可能な限りの支援を行う必要があると考えます。

## 9. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(回答) 担当課：教育政策課、福祉政策課

小中学校における体育館の冷暖房については、既に全 11 校で整備済みであり、小中学校校舎棟においても普通教室・特別教室ともに全 11 校で整備済みです。

体育館も含めたすべてのトイレの洋式化については、便器を洋式に取り換えるのみではなく、給排水の配管工事や床面などのはつり工事が必要となる場合、多額の費用を要することおよび断水により学校運営に影響が生じる場合があることから、校舎や体育館の改修などにあわせて、年次的、計画的に実施いたします。(教育政策課)

総合福祉センターには、冷暖房機能を備えた空調設備を整備しています。また、トイレの洋式化につきましては、各フロアに男女別トイレおよび多目的トイレを配置しており、男女別トイレはその 50%が洋式トイレであり、多目的トイレはすべて洋式トイレとなっています。(福祉政策課)

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答) 担当課：危機管理課

令和 6 年の能登半島地震をはじめ、過去の多くの災害においては、避難生活の長期化や劣悪な環境が要因となり、健康状態の悪化によって亡くなる「災害関連死」が大きな課題とされてきました。

こうした課題を踏まえ、国は「避難所の質の向上」を重視した「避難所運営ガイドライン」を示しており、この中では、被災者の権利と最低基準を国際的に定めた「スフィア基準」も参考の一つとして位置づけられています。

本市においても、国のガイドラインや実際の災害での課題を踏まえ、被災者の命・健康・生活を守るための取り組みを進めています。

例えば、能登半島地震では、断水によりトイレが使用できず、衛生環境が悪化したことで、利用を控える被災者が水分摂取を我慢し、体調を崩す事例が報告されています。このような事態を防ぐため、本市では、臭気や菌の拡散を防げる「自動ラップ式トイレ」を 120 台整備し、避難所環境の改善を図ってきました。

さらに、大阪府と連携しながら、備蓄計画の見直しを進め、災害時にも被災者が安心して利用できる、清潔で機能的なトイレ環境の確保に努めています。

また、こうした個別自治体での備えに加え、本市が中心となって構築してきた市町村広域災害ネットワークにおいても、能登半島地震で有効だった「自動ラップ式トイレ」や「AI 水循環型シャワー」などの先進的な技術を、災害時に広域的に活用できるよう、各加盟自治体と連携した備蓄・運用体制の整備に向けた新たな取り組みを開始しています。

今後も引き続き、能登半島地震で明らかとなった課題や、国のガイドライン、スフィア基準などを参考に、避難所運営や避難計画の見直しを継続的に進めてまいります。

- ③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答) 担当課：危機管理課・建築住宅課

高層住宅における高齢者や障がい者など、要配慮者の災害時支援につきましては、エレベーターの停止や避難経路の制限などにより、日常生活の維持や円滑な避難行動が困難となるおそれがあり、重要な課題であると認識しています。

本市では、地域における支援体制の強化を図るため、個別避難計画の作成支援や災害時要配慮者支援制度の周知・啓発に取り組んでいます。

また、被災時の生活維持に向けた備えや対処法、安全な住まいの工夫、備蓄のポイントなどについては、ハザードマップや広報紙、SNS を活用した情報発信を継続して行い、防災意識の啓発に努めています。

加えて、出前講座や防災訓練の場を通じて、簡易トイレの使い方や備蓄食の体験など、実践的な知識・技能の習得支援を進めているところです。

また法律の所管が大阪府となりますが、建築基準法第34条第2項の規定により、高さ31mを超える建築物（緩和規定あり）である場合は、「非常用エレベーター」の設置が義務付けられております。なお、「非常用エレベーター」には、停電時においても使用できるよう予備電源が備え付けられていることなど、法令によりその機能の詳細が定められています。

- ④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい

(回答) 担当課：下水道課・水道課

令和6年度末時点における、法定耐用年数を超過した水道管の割合は30.9%、下水道管は3.7%となっております。

今後の対応につきまして、上水道については「水道事業管路更新計画」、下水道については「ストックマネジメント計画」に基づき、管路の更新を効率的かつ効果的に進め、市民の安全・安心な生活のための社会資本の質の向上を図っていきます。

また、上水道・下水道ともに「上下水道耐震化計画」に基づき、避難所などの重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を進め、災害に強い上下水道システムの構築を図ります。